行政文書非公開決定通知書

上教指第2316-2号 令和5年2月24日

様

上尾市教育委員会

令和5年2月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

| 公開請求に係 る行政文書の 名称又は内容 | 2-11-(2) 2022(令和4)年度の各委員就任にあたり,各種団体・機関等に推薦 依頼を発出したことが判別できる文書・資料等。 (受付番号 4-0517) |
|----------------------------|--|
| 公開できない 理 由 | 請求のあった文書は、存在しないため |
| 行政文書を公 開できる時期 | |
| 担 当 課 | 学校教育部 指導課 電話番号 048-775-9672 内線 751 |
| 備考 | |

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 「行政文書を公開できる時期」は、当該行政文書の公開できない理由がなくなる時期 をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。